

「旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）調査票」の記入方法

1 調査票の記載について

調査票の作成に当たっては、次の事項について御注意ください。

- ・数字は全て算用数字（1， 2， 3・・・）を用いて記入してください。
- ・記入する数値の単位は、次のとおりです。
 - ①日数： 「日」単位で記入してください。
 - ②時間数： 「時間」単位で記入してください。
（時間数は小数点以下第1位まで記入してください。）
 - ③金額： 全て「1円」単位で記入してください。

2 「工事名」等

- ・「工事名」は、調査票にその従事者の状況を記載する工事として抽出した工事名を記入してください。
- ・「工事受注者名」は、「工事名」に記載した工事の元請企業名（共同企業体施工の場合は、共同企業体名）を記入してください。
- ・「貴社の元請・下請等の状況」は、「工事名」に記載した工事について、該当する番号を記入してください。

3 調査事項

【週休2日制への取組】

- ・現在の取組状況について、該当する番号を記入してください。

【法定外労災保険の加入状況】

- ・労働基準監督署が取り扱う法定の労災保険のほかに、任意の法定外労災保険に加入している場合、該当する番号を記入してください。

【労働者賃金】

- ・調査の対象となる労働者は、調査対象工事に従事した元請業者及びその下請業者（警備会社を含む。）の労働者であって、調査対象工事の工期中のうち、令和3年4月1日から同年9月30日の間に1日以上従事し、国の「公共工事設計労務単価」に定められている調査対象職種（51職種）に該当する方です。次に示す方は、調査対象となりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・調査対象職種（51職種）に該当しない労働者・賃金を経費（材料費，機械経費，燃料代など）込みで受け取っている労働者・現場技術者（現場代理人，監理技術者，主任技術者等）・事務員，給食担当者等の工事に直接携わらない労働者・オペレータ付きクレーンリースの運転手 |
|---|

(1) 「番号」の欄

調査対象となる労働者数に応じて、適宜行を追加してください。

(2) 「職種番号」の欄

対象の職種一覧（51職種）から個々の労働者が主に従事した作業内容により判断して該当する職種の番号を記入してください。

51職種の作業内容等については、別表のとおりです。

対象の職種一覧（51職種）

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
1	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
2	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
3	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
4	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
5	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
6	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
7	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
8	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
9	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導員B

(3) 「見習い・手元等」の欄

労働者が、見習い工・手元等その他年金の受給等の理由により賃金を調整している場合は、プルダウンで「○」を選択してください。

(4) 「外国人実習生・研修生」の欄

労働者が、外国人実習生・研修生の場合は、プルダウンで「○」を選択してください。

(5) 「年齢」の欄

年齢は、令和3年4月1日現在の満年齢を記入してください。

(6) 「経験年数」の欄

経験年数は、「職種番号」に記入した職種に関する経験年数を記入してください。算出に当たり、端数（月数）は切り捨てとし、経験年数が1年未満の場合は「0」と記入してください。

(7) 「就業形態」の欄

次の区分に応じて該当する番号をプルダウンで選択してください。

番号	就業形態	
1	常雇	1か月を超えて雇用される者及び1か月以内の雇用で調査月前の2か月にそれぞれ18日以上雇用された者で

		あって、建設現場で働く者
2	日雇	常雇以外の者のうち、建設現場で働く者

(8) 「賃金形態」の欄

次の区分に応じて該当する番号をプルダウンで選択してください。

番号	
1	月給制
2	日給制（日給月給制及び時間給制を含む）
3	日給制と出来高給制の併用
4	出来高給制

(9) 「賃金計算月」の欄

各労働者について、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間で、調査対象工事に従事した任意の1か月について抽出して記入してください。

(10) 「労働賃金単価 1日（8時間）当たり」の欄

旭川市が計算しますので、記入不要です。

なお、参考ですが次の計算を行います。

・月給制の場合

$(\text{基本給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$

+ 臨時の賃金の年額 / 年間労働日数 + 実物給与 / 所定内労働日数

・日給制の場合

$(\text{基本給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$

+ 臨時の賃金の年額 / 年間労働日数 + 実物給与 / 所定内労働日数

・「賃金計算期間」内 日給制と出来高給制を併用していた場合

$(\text{基本給} + \text{出来高給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$

+ 臨時の賃金の年額 / 年間労働日数 + 実物給与 / 所定内労働日数

・出来高給制の場合

$(\text{出来高給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$

+ 臨時の賃金の年額 / 年間労働日数 + 実物給与 / 所定内労働日数

(11) 「所定内労働日数」の欄

各労働者の賃金支払形態に応じ、下表に従って調査の対象となる「賃金計算月」内の該当する所定労働日数を計算し記入してください。

賃金支払形態	記入する所定内労働日数
日給制（日給月給制又は時間給制を含む。） 又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日のうち、実際に働いた日数（1日の所定労働時間を完全に休暇（有給休暇）とした日は除きます。所定労働時間の一部しか働いていない労働日は1日として計算してください。）
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間を完全に休暇とした有給休暇を除いた日数

(12) 「所定内労働時間数」の欄

労働者の賃金形態に応じ調査対象の「賃金計算月」における所定内労働（実際の労働時間数）を計算して記入してください。この場合、時間外の労働時間数、休日に労働した時間数は除いて記入してください。

なお、記入に当たっては、合計した時間の端数について、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。

（例：120時間15分→120.3，135時間30分→135.5，160時間45分→160.8）

賃金支払形態	記入する所定内労働日数
日給制（日給月給制又は時間給制を含む。）又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時間から終業時間までの時間から、休憩時間を除いた時間）のうち、実際に働いた時間（有給休暇時間及び遅刻、早退等の時間を除く。）の合計
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時間から終業時間までの時間から、休憩時間を除いた時間）の合計から、有給休暇時間の合計を除いた時間。

（13）「基本日額」の欄

各労働者の賃金支払形態に応じ、調査対象となる「賃金計算月」内の賃金の日額を記入するか、「0」を記入して下さい。

賃金支払形態	記入する賃金の額（基本日額）等
日給制（日給月給制又は時間給制を含む。）の労働者	会社が定めている所定労働日の所定労働時間の労働に対して支払った、1日当たりの基本賃金（定額）
調査の対象となる「賃金計算月」内に日給制と出来高給制を併用していた労働者	日給制、時間給制で労働する場合について、会社が定めている通常の所定労働時間の労働に対して支払った、1日あたりの基本賃金（定額）
出来高給制又は月給制の労働者	「0」を記入する。

（14）「基本給」及び「出来高給」の欄

各労働者の賃金支払形態に応じ、調査対象となる「賃金計算月」内の賃金の月額を計算し記入してください。該当しない場合や支給がない場合は、「0」を記入してください。

賃金支払形態	賃金欄の別	記入する賃金の額
日給制（日給月給制又は時間給制を含む。）の労働者	基本給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数について賃金計算月内に支払った「基本日額」及び有給休暇手当の合計
	出来高給	「0」を記入
出来高給制の労働者	基本給	「0」を記入
	出来高給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数について賃金計算月内に支払った「出来高給」

賃金支払形態	賃金欄の別	記入する賃金の額
「賃金計算月」内日給制と出来高給制を併用していた労働者	基本給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数のうち、日給制で整理した時間数について賃金計算月内に支払った「基本日額」及び有給休暇手当の合計
	出来高給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数について賃金計算月内に支払った「出来高給」及び有給休暇手当の合計
月給制の労働者	基本給	会社が定めている所定労働日の所定労働時間の労働について支払った、月額の「基本給（定額）」 ※欠勤、悪天候等による不就労のため減額された場合は、減額された後の金額を記入してください。
	出来高給	「0」を記入する。

(15) 「基準内手当」の欄

調査対象となる「賃金計算月」内の手当の月額を計算して記入してください。

支給がない場合は、「0」を記入してください。

時間外手当は含めないでください。

手当の種類	手当の内容
現場手当	現場作業に対して支給される手当
技能手当	作業の習熟度・能力に応じて支給される手当
役付け手当	管理職手当
資格手当	分類した職種の作業を行うのに必要な資格に対する手当
	分類した職種の作業を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量に関係なく一定額支給される手当
運転手当	分類した職種の業務を行うのに必要な車両、機械等の運転・操作に対して支給される手当
	分類した職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作を行った場合に、その業務量に関係なく一定額支給される手当
精勤手当	1か月以内の所定労働時間内の勤務成績の査定等により支給される手当
家族手当	扶養している家族のある労働者に支給される手当
通勤手当	労働者の住居から、会社または現場までの交通機関の実費に応じて支給される手当

手当の種類	手当の内容
住宅手当	労働者が居住している住居（借家，持ち家）に対して支給される手当
単身赴任手当	単身赴任期間中に継続して支給される手当
都市手当	一般に賃金水準の高い都市部での就労に対して支給される手当
へき地手当	へき地での就労期間中に継続して支給される手当
所得税等補助手当	法令により労働者が負担すべき所得税等（雇用保険料，健康保険料，厚生年金保険料等を含む）に対する補助として支給される手当
不就労時の手当	悪天等等の不可抗力による休業に対する手当

(16) 「臨時の賃金（賞与等）の年額」の欄

調査の対象となる「賃金計算月」を含む過去1年間（例えば7月分の賃金を調査対象月とする場合は，令和2年8月分から令和3年7月分まで）に含まれる「臨時の給与」の総額（年額）を記入してください。

該当がない場合は、「0」を記入してください。

(17) 「年間労働日数」の欄

(16) の「臨時の賃金（賞与等）の年額」に対応する過去1年間の所定内労働日数の合計を記入してください。

調査の対象となる「賃金計算月」を含む過去1年間に臨時の給与がなかった労働者については，年間労働日数を記入する必要はありませんので，該当欄に「0」を記入してください。

(18) 「実物給与」の欄

調査の対象となる「賃金計算月」内に支給した実物給与（通勤用定期券・回数券，食事の支給，住宅の貸与等，通貨以外の物で賃金として支給した物）の賃金とみなされる額を計算して記入してください。該当がない場合は、「0」を記入してください。

実物給与の種類	賃金とみなされる額
通勤用定期券・回数券を通勤手当の代替として支給	支給物の購入に実際にかかった費用の額 (1か月を超える期間(3か月，6か月等)毎に支給している場合は，1か月あたりの額を記入してください。)
食事代の支給（食事代を徴収しなかった場合）	食事の支給に実際にかかった費用の額
食事代の支給（食事代を徴収した場合）	食事の支給に実際にかかった費用の3分の1の額から徴収した代金を除いた額
住宅の賞与	住宅の賞与に実際にかかった費用の3分の1の額から徴収した代金を除いた額（マイナスとなる場合は，対象外です。)

(19) 「時間外手当」の欄

調査対象となる「賃金計算月」内の時間外手当の月額を計算して記入してください。

支給がない場合は、「0」を記入してください。

4 注意事項

- (1) 「基本給」、「出来高給」、「基準内手当」、「臨時の賃金（賞与等）の年額」、「実物給与」及び「時間外手当」は、社会保険料や税金等を控除する前のものを記入してください。
- (2) 賃金計算月の1か月分として支払われる賃金に調査対象工事として抽出した工事以外の工事に就労した部分がある場合はその部分を含めた額を記入してください。（あえて調査対象工事として抽出した工事の賃金等の額を抜き出す必要はありません。）
- (3) 本調査は、旭川市における公契約の基本を定める条例の制定後の状況を調査するもので、各企業の賃金・時間管理について指導するためのものではありません。
- (4) ご提出いただいた調査票について、記載内容（金額、労働日数等）等に関し市から直接電話等により問い合わせをする場合がありますので、その際にご協力いただきますようお願いいたします。
- (5) 労働者賃金等の動向について把握するため、訪問してお話を伺う場合がありますのでご協力をお願いします。

[別表] 調査対象職種の作業内容等

職種	作業内容等
1 特殊作業員	<p>①相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(ア)軽機械（道路交通法第84条に規定の運転免許並びに労働安全衛生法第61条第1項に規定の免許、資格等必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの）を運転又は操作して行う次の作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量3 t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 ・吊上げ重量1 t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5 t未満のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬 ・機械重量3 t未満の振動ローラ（自走式）、ランマー、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め ・可搬式ミキサ、パイブレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設 ・ピックブレーカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等の取り壊し ・動力草刈機を運転又は操作して行う機械除草 ・ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作 ・コンクリートカッターの運転又は操作 <p>(イ)人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ</p> <p>(ウ)ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬</p> <p>(エ)コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>②その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
2 普通作業員	<p>①普通の技能及び肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 ・人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 ・人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） ・人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。） ・人力による除草 ・ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>②その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>

3	軽作業員	<p>①主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽易な清掃又は後片付け，公園等の草むしり，軽易な散水，現場内の軽易な小運搬，準備測量・出来高管理等の手伝い，仮設物・安全施設等の小物の設置又は撤去，品質管理のための試験等の手伝い <p>②その他，各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
4	造園工	<p>造園工事について，相当程度の技能を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>①樹木の植栽又は維持管理</p> <p>②公園，庭園，緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝等の地被類の植付け，景石の据付，地ごしらえ，園路又は広場の築造，池又は流れの築造，公園設備の設置
5	法面工	<p>法面工事について，相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モルタルコンクリート吹付機又は種子吹付機の運転，高所・急勾配法面におけるピックハンマ，ブレーカによる法面整形又は金網・鉄筋張り作業，モルタルコンクリート吹付け，種子吹付け等の法面仕上げ
6	とび工	<p>高所・中空における作業について，相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足場又は支保工の組立，解体等（コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に係るものを除く。），木橋の架設等，杭・矢板等の打込み又は引抜き（杭打機の運転を除く。），仮設用エレベーター・杭打機・ウインチ・索道等の組立・据付・解体等，重量物（大型ブロック，大型覆工板等）の捲揚げ，据付等（クレーンの運転を除く。），鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）
7	石工	<p>石材の加工等について，相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石材の加工，石積み又は石張り，構造物表面のはつり仕上げ
8	ブロック工	<p>ブロック工事について，相当程度の技能を有し，積ブロック，張ブロック，連節ブロック，舗装用平板等の積上げ，布設等の作業について主体的業務を行うもの（「48建築ブロック工」に該当するものを除く。）</p>
9	電工	<p>電気工事について，相当程度の技能かつ必要な資格を有し，建物並びに屋外における受電設備，変電設備，配電線路，電力設備，発電設備，通信設備等の工事に関する，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配線器具，照明器具，発電機，通信機器，盤類等の取付，据付又は撤去 ・電線，電線管等の取付，据付又は撤去 <p>「必要な資格を有し」とは，電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気工事士，第二種電気工事士，認定電気工事従事者，特殊電気工事資格者

10	鉄筋工	鉄筋の加工組立について、相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
11	鉄骨工	鉄骨の組立について、相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締め又は建方及び建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの （工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）
12	塗装工	塗装作業について、相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの （塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事するもの及び「23 橋りょう塗装工」に該当するものを除く。）
13	溶接工	溶接作業について、相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）又は切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）
14	運転手 （特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定の大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定の免許等を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量3 t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 ・吊上げ重量1 t以上のクレーン装着付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5 t以上のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬・ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3 t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め ・コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装 ・杭打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引抜き ・路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転又は操作 ・コンクリートポンプ車の運転又は操作（筒先作業は除く。）

15	運転手 (一般)	<p>道路交通法第84条に規定の運転免許（大型免許，中型免許，普通免許等）を有し，主として機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の運搬のための貨物自動車の運転 ・もっぱら路上を運行して作業を行う散水車，ガードレール清掃車等の運転 ・機械重量3 t未満のトラクタ（ホイール型），トラクタショベル（ホイール型），バックホウ（ホイール型）等を運転又は操作して行う土砂等の掘削，積込み又は運搬 ・吊上げ重量1 t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬 ・アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布 ・路面清掃車（4輪式）の運転又は操作
16	潜かん工	<p>加圧された密室内における作業について，相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し，潜かん又はシールド（圧気）内において土砂の掘削，運搬等の作業を行うもの</p>
17	潜かん世話役	<p>加圧された密室内における作業について，相当程度の技能を有し，潜かん工事又はシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの</p>
18	さく岩工	<p>岩掘削作業について，相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し，爆薬及びさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの</p>
19	トンネル特殊工	<p>トンネル坑内における作業について，相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し，トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイナマイト及びさく岩機を使用する爆破掘削 ・支保工の建込，維持，点検等 ・アーチ部，側壁部及びインバートのコンクリート打設等 ・ずり積込機，バッテリーカー，機関車等の運転等 ・アーチ部及び側壁部型わくの組立，取付，除去等 ・シールド工事（圧気を除く。）における各種作業
20	トンネル作業員	<p>トンネル坑内における作業について，普通の技能及び肉体的条件を有し，トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種作業についての補助的業務，人力による資材運搬等，シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
21	トンネル世話役	<p>トンネル坑内における作業について，相当程度の技術を有し，もっぱら指導的な業務を行うもの</p>
22	橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について，相当程度の技能を有し，主として次に掲げる作業（工場製作に係るもの及び工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC橋の製作のうち，グラウド，シーブ及びケーブルの組立，緊張，横締め等 ・コンクリート橋又は鋼橋の桁架設及び桁架設用仮設備の組立，解体，移動等 ・コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に伴う足場，支保工等の組立，解体等

23	橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について、相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行うもの
24	橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について、相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）
25	土木一般世話役	土木工事及び重機械の運転又は操作について、相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの （「17 潜かん世話役」、「21 トンネル世話役」又は「24 橋りょう世話役」に該当するものを除く。）
26	高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）に各部門の長又は統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 ・船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。） （以下の水面は、海面に含める。（「27普通船員」、「28潜水士」、「29潜水連絡員」及び「30潜水送気員」についても同様） ①海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ②漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27	普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、高級船員以外のもの
28	潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許をいう。）
29	潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの ・潜水士と連絡して、潜降及び浮上を適正に行わせる業務 ・潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 ・送気設備の故障等により危害の恐れがあるとき、直ちに潜水士に連絡する業務
30	潜水送気員	潜水士への送気の調整を行うための弁又はコックを操作する業務等を行うもの
31	山林砂防工	山林砂防工事について、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防工事（主として山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの ・人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 ・人力による資材の積込み、運搬、片付け等 ・簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 ・その他各作業について必要とされる関連業務

32	軌道工	軌道工事及び軌道保守について、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 ・新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33	型わく工	木工事について、相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立、取付、解体等（坑内作業を除く。） ・木坑、木橋等の仕拵え等
34	大工	大工工事について、相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35	左官	左官工事について、相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36	配管工	配管工事について、相当程度の技能を有し、建物並びに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・配管並びに管の撤去、金属・非金属製品（管等）の加工及び装着、電触防護
37	はつり工	はつり作業について、相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート・石れんが・タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。）、床又は壁の穴あけ
38	防水工	防水工事について、相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根又は地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39	板金工	板金作業について、相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業並びに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（「46ダクト工」に該当するものを除く。）
40	タイル工	タイル工事について、相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付又は目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41	サッシ工	サッシ工事について、相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42	屋根ふき工	屋根ふき作業について、相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（「39板金工」に該当するものを除く。）
43	内装工	内装工事について、相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に貼り付ける作業又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの

44	ガラス工	ガラス工事について、相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45	建具工	建具工事について、相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46	ダクト工	ダクト工事について、相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事するもの（「39板金工」に該当するものを除く。）
47	保温工	保温工事について、相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
48	建築ブロック工	建築ブロック工事について、相当程度の技能を有し、建築物の躯体及び帳壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げ及び目地塗作業に従事するもの（「8ブロック工」に該当するものを除く。）
49	設備機械工	機械設備工事について、相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
50	交通誘導員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51	交通誘導員B	警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの